

会 議 案 第 2 号

大津市議会会議条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会
条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年3月 日

大 津 市 議 会 議 長
草 野 聖 地 様

提 出 者

大津市議会会議条例の一部を改正する条例

大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第16章 補則（第72条） （事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）</p> <p>第12条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。ただし、会議の議題となる前の事件の撤回又は訂正及び動議の撤回は、議長の許可を得て行うことができる。</p> <p>2 前項の規定による承認又は許可を得ようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。 （請願の訂正又は取下げ）</p> <p>第41条 請願者が請願の訂正又は取下げ（以下「訂正等」という。）をしようとするときは、当該請願が会議の議題となったものについては表決の前に限り当該委員会の承認を得た後に議会の同意を得て、会議の議題となる前においては議長の承認を得て、行うことができる。</p> <p>2 一略一 （紹介の取消し）</p> <p>第42条 紹介議員が請願の紹介を取り消そ</p> | <p>目次</p> <p>第16章 補則（第72条—第74条） （事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）</p> <p>第12条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前の事件の撤回又は訂正及び動議の撤回は、議長の許可を得て行うことができる。</p> <p>2 前項の規定による許可を得ようとするときは、提出者から請求しなければならない。</p> <p>3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。 （請願の訂正又は取下げ）</p> <p>第41条 請願者が請願の訂正又は取下げ（以下「訂正等」という。）をしようとするときは、当該請願が会議の議題となったものについては表決の前に限り当該委員会の許可を得た後に議会の同意を得て、会議の議題となる前においては議長の許可を得て、行うことができる。</p> <p>2 一略一 （紹介の取消し）</p> <p>第42条 紹介議員が請願の紹介を取り消そ</p> |

うとするときは、当該請願が会議の議題となったものについては表決の前に限り当該委員会の承認を得た後に議会の同意を得て、会議の議題となる前においては議長の承認を得て、取り消すことができる。

2 一略一

(決定書の交付)

第51条 議長は、議会在議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかを決定したときは、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第16章 補則

うとするときは、当該請願が会議の議題となったものについては表決の前に限り当該委員会の許可を得た後に議会の同意を得て、会議の議題となる前においては議長の許可を得て、取り消すことができる。

2 一略一

(決定の通知)

第51条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第16章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第72条 議会又は議長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの条例（これに基づく規程を含む。以下この条及び次条において「条例等」という。）の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うこ

とができる。

2 議会等が行う通知のうち条例等の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関する条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関する条例等の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第3条第1項各号に掲げる会議の日時等を記載した議事日程、第18条に規定する委員長及び少数意見を報告した者の報告及び請願書に係るものにあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項について当

該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該通知を受ける者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関する条例等の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人であることを確認すべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた

通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）とする。

（電磁的記録による作成等）

第73条 条例等の規定（第13条に規定する選挙又は第34条に規定する表決に係る投票の用紙を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する条例等の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの条例等の規定を適用する。

（その他）

第74条 一略一

別表(第70条関係)

| 名称 | 目的 | 構成員 | 招集権者 |
|--------------|-----|-----|------|
| 一略一 | 一略一 | 一略一 | 一略一 |
| 一略一 | 一略一 | 一略一 | 一略一 |
| 議会業務 継続会議 | 一略一 | 一略一 | 一略一 |
| 一略一 | 一略一 | 一略一 | 一略一 |

（その他）

第72条 一略一

別表(第70条関係)

| 名称 | 目的 | 構成員 | 招集権者 |
|--------------|-----|-----|------|
| 一略一 | 一略一 | 一略一 | 一略一 |
| 一略一 | 一略一 | 一略一 | 一略一 |
| 議会災害 対策会議 | 一略一 | 一略一 | 一略一 |
| 一略一 | 一略一 | 一略一 | 一略一 |

附 則

1 この条例は、令和8年 月 日から施行する。

（大津市議会意思決定条例の一部改正）

2 大津市議会意思決定条例（平成29年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表大津市議会会議条例の部2の項中「承認」を「許可」に改める。

(提案理由)

地方自治法の改正を踏まえ、議会における手続等のオンライン化の方法等を定めるため、所要の改正を行うもの

大津市議会議員告示第 号

大津市議会会議規程（平成26年議会議員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月 日

大津市議会議員 草野聖地

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号。以下「条例」という。） <u>第72条</u>の規定により、会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(投票)</p> <p>第17条 議員は、<u>職員の点呼に応じて、順次備え付けの投票箱に投票する。</u></p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第19条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 一略一</p> <p>(文書による再質問)</p> <p>第40条の2 <u>条例第33条の2第2項</u>の再質問申出書は、様式第3号によるものとする。</p> <p>2 議長は、<u>条例第33条の2第3項</u>の規定による申出を行ったときは、遅滞なく当該再質問申出書を提出した議員を除く全議員に再質問申出書の写しを配付するものとする。</p> <p>3 一略一</p> <p>4 <u>条例第33条の2第4項</u>の規定による質</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号。以下「条例」という。） <u>第74条</u>の規定により、会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(投票)</p> <p>第17条 議員は、<u>議長の指示に従って、順次投票する。</u></p> <p>(開票及び投票の効力)</p> <p>第19条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 一略一</p> <p>4 <u>投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。</u></p> <p>(文書による再質問)</p> <p>第40条の2 <u>条例第33条の3第2項</u>の再質問申出書は、様式第3号によるものとする。</p> <p>2 議長は、<u>条例第33条の3第3項</u>の規定による申出を行ったときは、遅滞なく当該再質問申出書を提出した議員を除く全議員に再質問申出書の写しを配付するものとする。</p> <p>3 一略一</p> <p>4 <u>条例第33条の3第4項</u>の規定による質</p> |

| | |
|--|--|
| <p>問の手續については、前3項の規定を準用する。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第51条 一略一</p> <p>2 議事は、録音機器によって記録し、又は速記法によって速記する。</p> <p>3 一略一</p> | <p>問の手續については、前3項の規定を準用する。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第51条 一略一</p> <p>2 議事は、<u>録音機器を使用する方法その他議長が適当と認める方法</u>によって記録し、又は速記法によって速記する。</p> <p>3 一略一</p> |
|--|--|

附 則

この告示は、令和8年 月 日から施行する。

会 議 案 第 3 号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年3月 日

大 津 市 議 会 議 長
草 野 聖 地 様

提 出 者

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(会議の開催方法の特例)</p> <p>第14条の2 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>(出席の特例)</p> <p>第14条の3 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>(秩序保持に関する措置等)</p> <p>第46条 委員長は、委員会において法、この条例又は大津市議会委員会規程に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2～4 一略一</p> | <p>(会議の開催方法の特例)</p> <p>第14条の2 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p><u>3 オンライン会議システムにより開催された会議に参加した委員については、当該会議に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>(出席の特例)</p> <p>第14条の3 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p><u>3 オンライン会議システムにより会議に参加した委員については、当該会議に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p>(秩序保持に関する措置等)</p> <p>第46条 委員長は、委員会において法又はこの条例（これに基づく規程を含む。第54条及び第55条において「条例等」という。）に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。</p> <p>2～4 一略一</p> <p><u>(電子情報処理組織による通知等)</u></p> <p>第54条 委員会又は委員長（以下この条及び次条第1項において「委員会等」という。）に対して行われる通知のうち条例等の規定において文書その他文字、図形その他の人の</p> |

知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（委員会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 委員会等が行う通知のうち条例等の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関する条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関する条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関する条例等の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

5 委員会等に対して行われ、又は委員会等が行う通知のうち当該通知に関する条例等の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

6 委員会等に対して通知を行い、又は委員会等から通知を受ける者について対面により本人であることを確認すべき事情がある場合、委員会等に対して行われ、又は委員会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第55条 条例等の規定において委員会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されてい

| | |
|------------------------------|---|
| <p>(その他)</p> <p>第54条 一略一</p> | <p><u>るものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する条例等の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第56条 一略一</p> |
|------------------------------|---|

附 則

この条例は、令和8年 月 日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の改正を踏まえて議会における手続等のオンライン化等の方法を定めるため、所要の改正を行うもの

大津市議会議長告示第 号

大津市議会委員会規程（平成26年議会議長告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月 日

大津市議会議長 草野 聖地

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号。以下「条例」という。）<u>第54条</u>の規定により、委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号。以下「条例」という。）<u>第56条</u>の規定により、委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

附 則

この告示は、令和8年 月 日から施行する。

会 議 案 第 4 号

大津市議会傍聴条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会
条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年3月 日

大 津 市 議 会 議 長
草 野 聖 地 様

提 出 者

大津市議会傍聴条例の一部を改正する条例

大津市議会傍聴条例（平成26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(傍聴券の発行)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>(1) 刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのある<u>もの</u>を持っている者</p> <p>(2) <u>鉢巻き、腕章(報道関係者が着用する腕章を除く。)、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u></p> <p>(3) <u>垂れ幕、ポスター、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u></p> <p>(4) <u>笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者</u></p> <p>(5) <u>ラジオ、拡声器、カメラ、ビデオカメラ、録音機の類を持っている者。ただし、第8条第1項ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。</u></p> <p>(6) 酒気を帯びていると認められる者</p> | <p>(傍聴券の発行)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>(1) 刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのある<u>物</u>を持っている者</p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(3) <u>動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を連れてくる者</u></p> <p>(4) 酒気を帯びていると認められる者</p> |

(7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品の所持又は携帯の有無を質問させることができる。

3 一略一

4 一略一

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 一略一

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、騒ぎ立てること等会議の進行を妨げ、又は他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 帽子を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 携帯電話等音声を発生する機器の電源を切ること。

(7) 傍聴席の手すりに手をかけて乗り出し、議場をのぞき見しないこと。

(5) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 一略一

4 一略一

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 一略一

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 食事又は喫煙をしないこと。

(5) 傍聴席の手すりに手をかけて乗り出し、議場をのぞき見しないこと。

(6) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為を

| | |
|---|--|
| <p>(8) <u>前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</u></p> <p>(写真等の撮影及び録音等の禁止)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。</p> <p>2 一略一</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>速やかに退場しなければならない。</u></p> | <p><u>しないこと。</u></p> <p>(写真等の撮影、録音、録画、放送等の禁止)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。</p> <p>2 一略一</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>直ちに退場しなければならない。</u></p> |
|---|--|

附 則

(施行期日)

この条例は、令和8年 月 日から施行する。

(提案理由)

幅広い層に議会に関心を持ってもらうことにより、多様な人材の市議会への参画を促進するため、傍聴環境を整備する改正を行う。

会 議 案 第 5 号

大津市議会委員会等傍聴条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会
条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年3月 日

大 津 市 議 会 議 長
草 野 聖 地 様

提 出 者

大津市議会委員会等傍聴条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会等傍聴条例（平成26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）第70条第4項及び大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）<u>第41条第2項</u>の規定に基づき、委員会、全員協議会、議会広報広聴委員会、<u>議会災害対策会議及び市政課題広聴会</u>（以下「委員会等」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴券の発行)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>傍聴人</u>は、傍聴を終え退場しようとするときは、<u>傍聴券</u>を返還しなければならない。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>(1) 刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのある<u>もの</u>を持っている者</p> <p>(2) <u>鉢巻き、腕章(報道関係者が着用する腕章を除く。)、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u></p> <p>(3) <u>垂れ幕、ポスター、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u></p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）第70条第4項及び大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）<u>第41条第3項</u>の規定に基づき、委員会、全員協議会、議会広報広聴委員会、<u>議会業務継続会議及び市政課題広聴会</u>（以下「委員会等」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(傍聴券の発行)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>傍聴券の交付を受けた者</u>は、傍聴を終え退場しようとするときは、<u>これを返還</u>しなければならない。</p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第5条 一略一</p> <p>(1) 刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのある<u>物</u>を持っている者</p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の委員会室等に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(3) <u>動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)</u>を連れてい</p> |

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者

(5) ラジオ、拡声器、カメラ、ビデオカメラ、録音機の類を持っている者。ただし、第7条第1項ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき委員長の許可を得た者を除く。

(6) 酒気を帯びていると認められる者

(7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品の所持又は携帯の有無を質問させることができる。

3 一略一

4 一略一

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 一略一

(1) 言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 私語、騒ぎ立てること等会議の進行を妨げ、又は他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 帽子を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た

る者

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 一略一

4 一略一

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 一略一

(1) 委員会等における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は委員会室等に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(2) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

ときは、この限りでない。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 携帯電話等音声を発生する機器の電源を切ること。

(7) 前各号に定めるもののほか、委員会室又は会議室の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者については、この限りでない。

2 一略一

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(3) 食事又は喫煙をしないこと。

(4) その他委員会室等の秩序を乱し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者については、この限りでない。

2 一略一

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退室しなければならない。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和8年 月 日から施行する。

(提案理由)

幅広い層に議会に関心を持ってもらうことにより、多様な人材の市議会への参画を促進するため、傍聴環境を整備する改正を行う。

大津市議会会議条例及び大津市議会会議規程に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号。以下「会議条例」という。）及び大津市議会会議規程（平成26年議会議長告示第1号。以下「会議規程」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程で使用する用語は、会議条例及び会議規程において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 議会又は議長（以下「議会等」という。）に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機（会議条例第72条第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別することができるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

(議会等に対する通知に係る電子情報処理組織)

第3条 会議条例第72条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信することができる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等に対する通知)

第4条 会議条例第72条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等(同項に規定する文書等をいう。第6条、第11条第2号及び第12条において同じ。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(議会等からの通知に係る電子情報処理組織)

第5条 会議条例第72条第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信することができる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等からの通知)

第6条 議会等は、会議条例第72条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

第7条 会議条例第72条第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第8条 会議条例第72条第4項に規定する議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(配布に係る電子情報処理組織)

第9条 会議条例第72条第4項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信することができる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第10条 会議条例第72条第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名（議会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 会議条例第72条第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人であることを確認すべき事情があると議長が認める場合

(2) 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第12条 議会等は、会議条例第73条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(準用等)

第13条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第118条第6項（同法第127条第3項の

規定により準用される場合を含む。）、第123条第4項及び第137条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合については、第5条から第11条までの規定を準用する。

- 2 会議条例及び会議規程に規定する通知、作成、保存等（会議条例第72条及び第73条の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議条例及び会議規程に特段の定めのある場合を除くほか、会議条例第72条及び第73条の規定並びにこの規程の規定の例による。

（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、令和8年 月 日から施行する。

大津市議会委員会条例及び大津市議会委員会規程に係る情報通信技術の活用に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号。以下「委員会条例」という。）及び大津市議会委員会規程（平成26年議会議長告示第2号。以下「委員会規程」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程で使用する用語は、委員会条例及び委員会規程において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

(2) 電子証明書 委員会又は委員長（以下「委員会等」という。）に対して通知を行う者又は委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（委員会等の使用に係る電子計算機（委員会条例第54条第1項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別することができるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成したもの

イ 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ウ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

エ その他議長が定めるもの

(委員会等に対する通知に係る電子情報処理組織)

第3条 委員会条例第54条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、委員会等の使用に係る電子計算機と、委員会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であって委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信することができる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による委員会等に対する通知)

第4条 委員会条例第54条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により委員会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等(同項に規定する文書等をいう。第6条、第9条第2号及び第10条において同じ。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(通知を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(委員会等からの通知に係る電子情報処理組織)

第5条 委員会条例第54条第2項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、委員会等の使用に係る電子計算機と、委員会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であって委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信することができる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による委員会等からの通知)

第6条 委員会等は、委員会条例第54条第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(委員会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

第7条 委員会条例第54条第2項ただし書に規定する議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出
(氏名又は名称を明らかにする措置)

第8条 委員会条例第54条第5項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名（委員会等に対して行われる通知（通知を行う者が議員であるものを除く。）に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）又は第4条第2項ただし書に規定する措置とする。

（通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第9条 委員会条例第54条第6項に規定する議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 委員会等に対して通知を行い、又は委員会等から通知を受ける者について対面により本人であることを確認すべき事情があると議長が認める場合
- (2) 委員会等に対して行われ、又は委員会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがあると議長が認める場合
(電磁的記録による作成等)

第10条 委員会等は、委員会条例第55条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

（条例等に特段の定めがない場合）

第11条 委員会条例及び委員会規程に規定する通知、作成、保存等（委員会条例第54条及び第55条の規定の適用を受けるものを除く。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例及び委員会規程に特段の定めのある場合を除くほか、委員会条例第54条及び第55条の規定並びにこの規程の規定の例による。

（委任）

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議

長が定める。

附 則

この規程は、令和8年 月 日から施行する。

大津市議会議長告示第 号

大津市議会局規程（昭和 5 8 年議会議長告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 日

大津市議会議長 草 野 聖 地

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(分掌事務)</p> <p>第 3 条 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>議会総務課 総務係</p> <p>(1)～(7) 一略一</p> <p>(8) <u>議会災害対策会議</u>に関すること。</p> <p>(9)～(11) 一略一</p> <p>調査法制係 一略一</p> <p>議事課</p> <p>議事係 一略一</p> <p>広報広聴係 一略一</p> | <p>(分掌事務)</p> <p>第 3 条 前条に規定する課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>議会総務課 総務係</p> <p>(1)～(7) 一略一</p> <p>(8) <u>議会業務継続会議</u>に関すること。</p> <p>(9)～(11) 一略一</p> <p>調査法制係 一略一</p> <p>議事課</p> <p>議事係 一略一</p> <p>広報広聴係 一略一</p> |

附 則

この告示は、令和 8 年 月 日から施行する。